

令和5年9月

法人・個人事業主のお客さま各位

広島信用金庫

インボイス制度に向けた当金庫の対応について

令和5年（2023年）10月1日よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。

広島信用金庫は適格請求書発行事業者としての登録を受けておりますので、法人・個人事業主のお客さま（以下、「お客さま」）が当金庫に対してお支払いいただいた各種手数料に含まれる消費税につき、当金庫の交付する適格請求書（インボイス）に基づいて消費税の仕入税額控除を受けることができます（具体的な要件等につきましては、顧問税理士等にご相談ください）。

当金庫ではインボイス制度への対応方法を以下のとおりとさせていただきますので、お知らせいたします。

【ご参考】 当金庫の適格請求書発行事業者登録番号：T9240005001688

記

1. 営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料について

(1) 営業店窓口等で各種手数料（残高証明書発行手数料、融資関係手数料など）をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「受取書」等を発行いたします。

※令和5年10月1日以降のお取引より、インボイスの要件を満たした「受取書」等に切り替えて発行いたします。

(2) 営業店窓口にて備付けの振込依頼書をご利用いただいて振込を実施した場合などは、各種帳票に複写式となっている「受取書」等をインボイスとしてご利用いただけます。

これらの伝票につきましては、現在改定作業をすすめております（令和5年10月改定）。

お客さまが現行の振込伝票等の用紙をお手元にお持ちの場合は、インボイス制度開始以降は窓口備付けの新しい伝票をご利用いただきますようお願い申し上げます。

2. 自動振替でお支払いいただいている各種手数料について

(1) 預金口座より自動振替の方法でお支払いいただいている各種手数料につきましては、ご希望のお客さまに対してインボイスの要件を満たした「手数料取引明細表（インボイス）」を作成のうえ郵送いたします。

「手数料取引明細表（インボイス）」の発行をご希望のお客さまは、事前に所定のお手続きが必要となりますので、お近くの窓口までお申し出ください。

なお、手続き内容によってお届印が必要な場合がございます。

(2) 「手数料取引明細表（インボイス）」は、取引件数によっては2通以上に分かれて送付される場合がございます。

インボイス制度開始となる令和5年10月1日以降のお取引が郵送の対象となり、令和5年

12月より順次郵送を開始いたします。

なお、令和5年9月30日以前のお取引は郵送の対象といたしませんので、ご了承ください。

(3) 対象となる取引がない場合は、「手数料取引明細表（インボイス）」の作成・郵送は行いません。

(4) 自動振替の方法でお支払いいただいている手数料のうち、一部の手数料は「手数料取引明細表（インボイス）」に掲載されませんので、別途お客さまにインボイス要件を満たした書面を交付するなどの対応を順次実施してまいります。

3. 融資関係手数料のインボイス提供方法について

融資関係手数料（貸出条件変更手数料や繰上返済手数料等）につきましては、計算書とは別にインボイスの要件を満たした「受取書」を発行いたします。

なお、割引手形にかかる取立料につきましては、「手数料取引明細表（インボイス）」に掲載のうえ郵送します。

ご希望のお客さまは事前に所定のお手続きが必要となりますので、お近くの窓口までお申し出ください。

4. ATMおよび自動両替機でのお取引について

ATMおよび自動両替機でのお取引につきましては、発生する手数料は原則として3万円未満となり、インボイスの交付が不要な「3万円未満の自動販売機、自動サービス機におけるお取引」に該当し、お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

したがって、ATMおよび自動両替機から出力される「ご利用明細」等につきましては、インボイス制度に対応する書式改正は実施いたしませんので、ご了承ください。

5. 当金庫に対するインボイスのご提出について

インボイス制度開始以降におきまして、当金庫がお客さまから商品を購入またはサービスの提供を受け、当金庫が消費税を含む代金（対価）をお支払いする場合、お客さまが適格請求書発行事業者の登録を受けているときは、当金庫に対してインボイスのご提出をお願いいたします。

6. お問い合わせについて

インボイス制度に向けた当金庫の対応、および「手数料取引明細表（インボイス）」の郵送に関する各種手続きなどにつきましてご不明な点等がございましたら、お近くの窓口までお問合せください。

以上